

埼玉県都市整備部設備課工事請負等業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県都市整備部設備課が施行する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の委託（以下「建設工事等」という。）の指名業者の適正な選定等に関し、必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 業者の適正な選定を行う等、前条の目的を達成するため、埼玉県都市整備部設備課に工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会が所掌する建設工事等は、次のとおりとする。

一 埼玉県財務規則第14条第1項第1号及び第2号による次のもの。

ア 執行予定額が2億円未満の建設工事の請負

イ 執行予定額が2千万円未満の建設工事に係る設計、調査及び測量の委託

2 委員会は、次の事項を審査する。

一 埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱に係る事項

ア 入札に参加する者に必要な資格

イ 入札参加希望者の参加資格の確認

二 埼玉県建設工事一般競争入札（事後審査型）試行要綱

ア 入札に参加する者に必要な資格

イ 入札参加希望者の参加資格の確認

三 埼玉県建設工事指名業者選定要領に定める指名業者の選定

四 建設工事等の随意契約の業者選定及び随意契約理由の審査

3 委員会は、前項で定める建設工事の執行にあたり、地方自治法施行令第167条の10第1項に定める低入札価格の調査に関し、必要な事項を審査する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ、次に掲げる職にある者をこれに充てる。

一 委員長 設備課長

二 副委員長 副課長

三 委員 第10条により庶務を行う企画・設備技術・大規模担当主幹
委員会審査案件の担当主幹

(運営)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代行する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(決定)

第7条 第3条第2項各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、設備課長が決定する。

(秘密の保持)

第8条 委員会は秘密とし、その記録は原則として公開とする。

(議事録等)

第9条 委員会の記録は会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後に設備課において自由に閲覧できるようにするものとする。

2 前項の閲覧を行う期限は閲覧に供した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 審査資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 審査資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2項に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画・設備技術・大規模担当において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

この要綱は、平成5年8月2日から実施する。

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

この要綱は、平成14年9月2日から実施する。

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。
この要綱は、平成16年4月1日から実施する。
この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
この要綱は、平成18年4月1日から実施する。
この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
この要綱は、平成22年4月1日から実施する。
この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
この要綱は、平成26年10月1日から実施する。
この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和4年12月23日から施行する。

改正後の規定は、令和五年度の歳出予算の執行及び令和四年度の予算で定める債務負担行為（令和四年度の歳出予算の執行を伴わないものに限る。）に係るものから適用し、令和四年度の歳出予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。